

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005

# 社会保険

# いばらき

## 8

### いばらき健康経営推進事業所認定制度のお知らせ

2023 August  
NO.541

- 8月下旬にジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします
- 遺族年金について
- 茨城県社会保険協会からのお知らせ
- 9月の出張年金相談



横川の下滝（常陸太田市）

職場内で回覧しましょう

## 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

始めませんか？健康経営

# いばらき健康経営推進事業所認定制度のお知らせ

茨城県では、従業員の健康に配慮した取り組みや企業経営を実施している企業を「いばらき健康経営推進事業所」として認定し、働く世代の健康増進を推進しています。

## 健康経営® とは？

経営者が従業員の健康を重要な経営資源として捉え、健康増進に積極的に取り組む企業経営スタイルです。  
(「健康経営®」は NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。)

従業員が体調不良で仕事を休むと…

- ・疫病による休業手当負担増
- ・欠勤・休職率の増加
- ・事故、不祥事の発生
- ・生産性ダウン



健康経営を  
実践

- ・従業員の健康増進
- ・人材の定着率の向上
- ・リスクマネジメント
- ・生産性の向上



## いばらき健康経営推進事業所を募集しています

健康経営に取り組み、いばらき健康経営推進事業所の認定を目指しましょう！

※認定を受けるためには、協会けんぽ茨城支部の健康づくり推進事業所の認定を受けていることが条件となります。



### 認定を受けると

#### 企業イメージの向上

- ・ハローワークの求人票に記載
- ・県のHPに公表

#### 事業資金融資

- ・県内の金融機関で金利優遇プランの利用

#### 認定ロゴマークが使えます

- ・名刺やHPで認定事業所であることを周知

申請書等は  
茨城県のHPから  
ダウンロード！

### 認定の流れ

いばらき健康経営

検索

#### 認定申請

協会けんぽ加入事業所  
→協会けんぽへ申請

#### 認定審査

#### 認定証の交付

#### □申請期間

【新規】令和5年6月1日～令和5年12月31日(当日消印有効)

【更新】令和5年8月1日～令和5年9月30日(当日消印有効)

#### □認定期間

認定した翌年度の3月31日まで

## ステップアップを目指しましょう

経済産業省でも健康づくりに取り組む事業所を「健康経営優良法人」として認定をしています。

茨城県内でもたくさんの事業所が認定を受けています。

「健康経営優良法人2023」(茨城県内の事業所)

- 大規模法人部門…… 32社
- 中小規模法人部門…169社

【経済産業省】健康経営優良法人

【茨城県】いばらき健康経営推進事業所認定制度

【協会けんぽ茨城支部】健康づくり推進事業所認定制度

## ◆8月下旬にジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします◆

### お知らせをお送りする方

- ◆ 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
  - ◆ お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
- ※加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付いたします。  
※すべての加入者様に通知されるものではありません。

### お知らせの内容

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、**自己負担軽減可能額等**をお知らせするものです。

協会けんぽでは、**加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られる**ほか、**健康保険財政の改善にもつながる**ことから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

## ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

効き目や安全性が  
先発医薬品と同等と  
厚生労働省から  
認められたお薬です



また、先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため**先発医薬品よりも3～5割程度安くなる場合があります。**

服用しやすいお薬へ  
製造の工夫が図られて  
いるものもあります



- 製剤の小型化** 大きさを小さくし飲みやすく改良。
- 剤形の変更** 飲みやすい形状に改良。
- 味の改良** にがみ等を抑えた味に改良。

### ジェネリック医薬品と先発医薬品（新薬）の主な違いは？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合があります。先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合であっても、有効性・安全性に違いが生じないことを確認しています。

また、患者さんの体質によっては、添加剤が原因でアレルギー反応などの副作用等を引き起こすことがまれにありますが、これは、先発医薬品であっても、ジェネリック医薬品であっても同様に起こります。

### ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

## 日本年金機構からのお知らせ

## 遺族年金について

遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなられたときに、その方によって生計維持されていた遺族が受給できる年金です。

ただし、亡くなられた被保険者は、25年以上の受給資格期間が必要など要件を満たしていなければなりません。老齢年金の受給要件とは異なりますのでご注意ください。

## ○遺族年金の種類

遺族年金は、国民年金の第1号被保険者が亡くなられた場合は遺族基礎年金、厚生年金保険被保険者が亡くなられた場合は遺族厚生年金が支給されます。支給に際しては、亡くなられた被保険者の保険料納付状況、遺族基礎年金を受給される方の年齢・所得・優先順位によって決定されます。

## ★遺族基礎年金

死亡した厚生年金保険被保険者が国民年金の受給要件を満たしている場合、その方によって生計を維持されていた子(※)のいる配偶者または子(※)に支給されます。

※子とは18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方をさします。子のある配偶者が遺族基礎年金を受け取っている間や、子に生計を同じくする父または母がいる間は、子には遺族基礎年金は支給されません。

## ★遺族厚生年金

死亡した厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、厚生年金保険の受給要件を満たしている場合、その遺族に支給されます。

## ◆遺族基礎年金

## □ 受給要件・対象者・年金額

受給要件	被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき。ただし、死亡者の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が国民年金加入期間の3分の2以上あること。
対象者	死亡者によって生計を維持されていた、子のいる配偶者または子
年金額	795,000円+子の加算(昭和31年4月1日以前生まれの方は792,600円) 子の加算…第1子・第2子は子1人当たり228,700円、第3子以降は子1人あたり76,200円 ※子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は、第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記の年金額を子の数で除した額。

## □ 請求に必要な書類等

年金手帳	提出できないときはその理由書
戸籍謄本(記載事項証明書)	死亡者との続柄及び請求者の氏名・生年月日の確認 遺族年金の受給権発生日以降で、提出日から6か月以内に交付されたもの
請求者の世帯全員の住民票の写し	死亡者との生計維持関係の確認のため
死亡者の住民票の除票	世帯全員の住民票の写しに含まれている場合は不要
請求者の収入が確認できる書類	生計維持認定のため。所得証明、課税(非課税)証明書、源泉徴収票 等
子の収入が確認できる書類	義務教育終了前は不要。高等学校等に在学中の場合は在学証明書または学生証 等
市町村に提出した死亡診断書(死体検案書等)のコピーまたは死亡届の記載事項証明書	死亡の事実(原因)および死亡年月日の確認のため
受取先金融機関の通帳等(本人名義)	カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が記載された部分を含む預金通帳またはキャッシュカード(写しも可) 等 請求書に金融機関の証明を受けた場合は添付不要

◆遺族厚生年金

□受給要件・対象者・年金額

<p>受給要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が死亡、または被保険者期間中の傷病がもとで初診日から5年以内に死亡したとき。ただし、死亡者の保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の3分の2以上あること。</li> <li>●老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき</li> <li>●障害等級1級または2級の障害厚生（共済）年金を受給できる方が死亡したとき</li> </ul>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡者によって生計を維持されていた、妻、子、孫（親と生計同一にない場合） ※子のいない30歳未満の妻は、5年間の有期給付となります。 ※子のいる配偶者または子は、遺族基礎年金も併せて受給できます。</li> <li>●死亡者によって生計を維持されていた、55歳以上の夫、父母、祖父母 ※支給開始は60歳から。ただし、夫は遺族基礎年金を受給している場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。</li> </ul>
<p>年金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平均標準報酬月額にて算出 ※詳細は最寄りの年金事務所等へご確認ください。</li> <li>●中高齢の加算 次のいずれかに該当する妻が遺族厚生年金を受給する場合、40歳から65歳になるまでの間、年額596,300円が加算されます。 ・被保険者だった夫が死亡した当時40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がいな い妻 ・遺族基礎年金と遺族厚生年金を受給していた子のいる妻（40歳到達時に子がいるため遺族基 礎年金を受給）が、子が18歳になった年度の末日（障害状態にある場合は20歳）に達したた め、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。</li> </ul>

詳しくは「ねんきんダイヤル」0570-05-1165(050で始まる電話でおかけになる場合は、東京03-6700-1165)、またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

## 算定基礎届の提出は お済みですか？

算定基礎届は、毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者を対象として、標準報酬月額を見直すために提出していただく大切な書類です。

まだ提出されていない場合は、必ず提出してください。  
ご協力をお願いします。



### 算定基礎届の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階

日本年金機構 埼玉広域事務センター

※封筒に事務センター名と郵便番号を記載するだけでも届きます。

茨城県社会保険協会からのお知らせ

## 令和5年度社会保険協会費納入のお礼とお願い

茨城県社会保険協会では、会員である事業主さまのご協力のもと、社会保険制度の普及発展、会員事業所の被保険者やご家族の健康と福利増進のため、各種事業を行っております。これらの事業は会員事業主さまから納入していただいた会費（年会費）によって運営されております。

令和5年度の会費の納入案内書につきましては、本年4月7日に会員事業所さま宛にお送りし、6月末日までに多くの会員事業主さまから納入をいただきました。誠にありがとうございました。

まだ納入がお済みでない事業主さまにおかれましては、お手元の納付書または振込等で早めに納入いただきますようお願いいたします。

なお、今回お送りしました令和5年度の納付書が見当たらない場合は再交付いたしますので、当協会あてご連絡ください。



**一般財団法人茨城県社会保険協会 電話029-226-8005**

## 出張年金相談のお知らせ

年金事務所による9月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も**事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きょ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### 9月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	7日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	12日(火) 10:00～14:00	大子町役場
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	14日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	26日(火) 10:00～14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	7日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	22日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	14日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	20日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	19日(火) 10:00～14:00	高萩市役所
	27日(水) 10:00～14:00	北茨城市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や個人番号カード（マイナンバーカード）などの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。